

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月17日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社電通
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目8番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(6216)8013
【事務連絡者氏名】	経理部部长 飯高 美樹
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社電通 本社 (東京都港区東新橋一丁目8番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社電通をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社サイバー・コミュニケーションズをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、券面が発行されていない場合(いわゆる電子化されている場合)においては、株券等についての権利を指します。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社サイバー・コミュニケーションズ

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）

新株予約権等

イ 平成12年6月27日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株引受権

ロ 平成13年6月27日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株引受権

ハ 平成15年6月20日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株予約権

ニ 平成16年6月28日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株予約権

ホ 平成17年6月28日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株予約権

(3) 【公開買付期間】

平成21年2月2日（月曜日）から平成21年3月16日（月曜日）まで(30営業日)（以下、「公開買付期間」といいます。）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年3月17日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	200,909(株)	200,909(株)
旧新株引受権証券		
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	200,909	200,909
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	445,709
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	3,950
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	3,853
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成20年9月30日現在)(個)(g)	515,444
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	85.34

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成20年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成21年2月16日に提出した第13期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本書の提出に係る公開買付けにおいては公開買付期間末日までに対象者の新株引受権又は新株予約権の行使により発行又は移転された対象者株式についても対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)」の計算においては、平成20年10月1日以降公開買付期間末日までに対象者が平成20年11月13日に提出した第13期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の新株引受権又は新株予約権の行使により発行又は移転された可能性のある対象者株式の議決権の最大数(11,434個)を加えた526,878個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。